

○業務報告書記載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会則第94条第4項の規定に基づき、会員が調製する業務報告書の記載に関し必要な事項を定める。

(記載すべき件数)

第2条 業務報告書は、事件簿に基づき、それぞれ次の各号の区分に応じてその総件数を記載しなければならない。

- (1) 不動産の登記
- (2) 財団の登記
- (3) 抵当証券の交付
- (4) 商業又は法人の登記
- (5) 債権譲渡の登記
- (6) 動産譲渡の登記
- (7) 公共嘱託登記
- (8) その他の登記（船舶、建設機械等の登記）
- (9) 筆界特定
- (10) 供託
- (11) 審査請求
- (12) 裁判書類作成関係業務（民事事件）
- (13) 裁判書類作成関係業務（家事事件）
- (14) 簡裁訴訟代理業務
- (15) 裁判外和解手続等
- (16) 国籍に関する書類の作成
- (17) 検察庁提出書類作成
- (18) 成年後見等業務（新受）
- (19) 成年後見等業務（継続）
- (20) 未成年後見等業務（新受）
- (21) 未成年後見等業務（継続）
- (22) 任意後見業務・任意代理業務（新受）
- (23) 任意後見業務・任意代理業務（継続）
- (24) 財産管理・遺産承継・死後事務等業務（当事者等の依頼・新受）
- (25) 財産管理・遺産承継・死後事務等業務（当事者等の依頼・継続）
- (26) 不在者・相続財産管理等業務（裁判所の委嘱・新受）
- (27) 不在者・相続財産管理等業務（裁判所の委嘱・継続）
- (28) 継続的相談
- (29) 個別的相談

(30) その他の業務

(相談の記載)

第3条 「相談」は、個別的相談及び継続的相談を各1件として、その総件数を記載するものとする。ただし、司法書士総合相談センター、各種相談会等における相談は除く。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成16年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、平成29年1月1日から効力を生ずる。